# 相続手続サポート

初回 相談無料



- 不動産の相続登記(名義変更)
- ・ 預金の相続手続
- 相続手続用の戸籍収集

不動産をお持ちの方が亡くなった場合、相続人名義に不動産を相続登記しましょう(2024年ごろ、相続登記を義務化する法律がスタートする予定です)。

相続手続に使う戸籍謄本などの収集は、遠方の役場の場合、ご自身で集めるのは大変かもしれません。当事務所では、戸籍収集の代行も受けたまわっております。

また、預貯金の相続手続では平日に金融機関に行って手続しなければならないかもしれません(郵送でできる金融機関もあります)。当事務所では、お仕事などの都合で金融機関に行けない方に代わって、預貯金の相続手続を代行することも可能です。

面談相談にて手続の流れや費用をご説明しております。 初回の**面談相談は無料**です。

ご希望の場合は、お電話にてご予約ください。

## 司法書士柴崎事務所

〒355-0063 東松山市元宿2-26-18 2階

電話 0493-31-2010

お電話にてご希望の相談日時をお申し付けください

営業時間:平日9:00~18:00 予約により土日の相談可https://souzoku-shiba.com/



司法書士柴崎智哉 埼玉司法書士会所属 会員番号921



東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

### 相続登記の義務化

2021年4月28日、相続登記を義務化する法律(民法等の一部を改正す る法律)が公布(公表)されました。

この法律は、相続により不動産を取得した相続人に対して、その取得を知っ た日から**3年以内に相続登記**の申請を義務付けるものです。

正当な理由がないのに相続登記の申請をしなかったときは、10万円以下の 過料というお金を払わなければならない可能性があります。

なお、この法律は、公布の日から3年以内に施行されることになっているの で、実際には、2024年ごろにスタートすると思われます。

既に相続が始まっている場合も、法律がスタートした日から3年以内に相続 登記を申請しなければなりません。

当事務所では、相続登記のご相談を受けたまわっております。予約制ですの で、お電話(0493-31-2010)にてご希望の日時をお申し付けください。

### 相続登記の費用目安

土地(評価額1000万円)と建物(評価額500万円)を相続登 記したときの司法書士報酬と実費の目安は次のとおりです。

6万6000円

7万円 (概算です)

不動産の数や評価額、不動産の分け方などにより報酬や実費が変わってきます。 下記の「相続登記の費用」などの動画も参考にしてください。

### YouTube動画解説



相続登記の流れ





分かりやすく 動画で解説

相続登記の義務化

東松山市元宿2-26-18 2階 355-0063

お電話にて ご予約ください

1:35/3:40



電話 0493-31-2010

事務所ホームページ

主な業務:不動産の相続登記、預金の相続手続、遺言書作成支援、相続放棄

営業時間:平日9:00~18:00 予約により土日の相談可

https://souzoku-shiba.com/